様式12号

T 150-0021

平成30年04月06日

東京都渋谷区恵比寿西 1-14-1 サンライス'ピル4F

ARMONICO 佐々木泰広

殿

1307-639976-7

キャリア形成促進助成金支給決定通知書



FAX 番号: 0354421729

平成29年09月07日付けで申請のあったキャリア形成促進助成金の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 支給決定年月日

平成30年03月30日

2 支給決定番号

第 13-17-制-0978 号

3支給決定額

¥ 1 , 0 0 0 , 0 0 0-

4 そ の 他

ただし、下の表の事項の欄に掲げる費用については、同表の理由の欄に示す理由により、支給要件に該当しないため、支給額の基礎となっていません。

年間計画番号	事 項	理 由
	1	
	19	H 044 V V V V X M 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

(注意事項)

- (1)助成金の支給に関して、労働局及び会計検査院が行う調査又は検査にご協力いただく場合があります。なお、調査又は検査の際に求められた書類等を提示又は提出できない場合には、助成金の返還等を求める場合があります。
- (2)助成金の支給申請に当たって労働局に提出した申請書類、添付書類等の原本等については当該助成金の最後の支給日の属する年度から起算して5年間整理保管してください。
- (3)偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。また偽りその他不正行為により助成金の支給を受け、又は受けようとした者については、当該助成金を受け、又は受けようとした日以後、当該助成金及び雇用保険二事業に関する全ての助成金を3年間支給できませんのでご注意ください。

キャリア形成促進助成金は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害 復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当するものと判断しています。

※ 寄附制限の例外に該当しない場合、当該補助金等交付の決定通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄付をすることができないこととされています。

(様式第20号)

企業内人材育成推進助成金(個別企業助成コース)支給決定通知書

平成30年04月06日

〒 150-0021 東京都渋谷区恵比寿西 1-14-1 サンライス・ビル4F

ARMONICO 佐々木泰広

殿

1307-639976-7



FAX 番号: 0354421729

平成29年09月27日 付けで支給申請のあった企業内人材育成推進助成金(個別企業助成コースについて、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

- 1 支給決定番号 第 13-17-2202 号
- 2 支給決定年月日 平成30年03月30日
- 3 支 給 決 定 額 ¥ 5 0 , 0 0 0 -

(注意事項)

- 1 次のいずれかに該当した場合は、助成金の返還を求めます。
 - (1) 不正行為により助成金の支給を受けた場合
 - (2) 助成金の支給すべき額を超えて、支給を受けた場合
 - (3) 支給の目的に違反した場合
- 2 助成金の支給に関しては、当労働局長が必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 3 本支給決定に係る関係申請書類は、支給決定の翌年度から5年間保存しておいてください。
- 4 企業内人材育成推進助成金は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当するものと判断しています。
- * 寄附制限の例外に該当しない場合、当該助成金等交付の決定通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることが出来ないこととされています。